

男女共同参画 “直島 21世紀プラン”



1. はじめに

男女共同参画基本計画とは



1. 計画策定の目的

我が国の経済社会の現状は、平成の長期不況により男性は雇用不安を抱える一方、少子高齢化が進行し、社会保障制度などの将来見通しが悪化しています。

このような状況を打開するには、女性が職場に進出して経済力をつけるとともに、男性は子育てや地域活動に参画し、男性も女性も、仕事と子育てをはじめとする家庭・地域の活動とを両立させる男女共同参画が求められています。

2. 計画の性格

「男女共同参画社会基本法第14条」、「直島町男女共同参画推進条例第7条」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項」に基づく法定計画

3. 計画期間

2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間

男女共同参画社会の実現

<町長の諮問機関> 男女共同参画会議

- ◆ 男女共同参画の推進に係る重要事項について意見を述べる。
- ◆ 男女格差解消の視点から必要な調査を実施し、施策の実施状況を専門的に点検する。

<庁内組織> 男女共同参画推進本部

- ◆ 基本計画にあげた各施策項目の年次計画を作成し、それに沿って事業を展開する。

<連携>

- (国)
- (県)
- (他自治体)
- (民間団体等)

男女共同参画活動拠点
・ 行政施策の実施拠点
・ 市民や団体が活動する拠点

教育委員会

- ・ 施策の企画・立案
- ・ 関係部局・関係機関との連絡・調整

町民・事業者・団体・グループ・NPO

2. プランの体系

子どもを育むまち、男女共同参画を実現するまちをめざして



- 男女の人権の尊重
- 男女共同参画の推進を阻害している制度・慣行の排除に関する努力義務
- 政策等の立案・決定への女性の参画
- 家族生活における活動と職場・地域生活等における活動の両立支援
- 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 国際的協調



基本目標

1 男女共同参画に向けた意識の改革

2 働く場における男女共同参画の推進

3 暮らしの場における男女共同参画の推進

4 女性が安心して健やかに暮らせる社会づくり

5 男女共同参画による住民自治の推進

施策の方向

1 男女平等意識の啓発と地域の慣習・慣行の見直し
2 男女共同参画を推進する保育・教育の充実
3 多様な選択を可能に生涯学習の充実

4 雇用における男女平等の確保
5 働きながら育児・介護しやすい職場環境づくり
6 多様な就業形態対策の推進
7 働く女性の母性健康管理対策の推進

8 男女がともにいきいきと安心して暮らせる地域づくり
9 職業生活と家庭・地域生活の両立支援
10 男女の家庭生活、地域社会への参画促進

11 女性に対する暴力の根絶
12 生涯を通じた女性の健康づくり

13 持続可能な地域づくりの推進
14 男女の地域社会活動への参加促進
15 政策・方針決定過程への女性の参画促進
16 国際交流の推進

3. プランの内容

1. 男女共同参画に向けた意識の改革

家庭・地域・職場などにおいて「男性は仕事、女性は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を是正するとともに、家庭・地域等の慣習・慣行を見直し、男女平等を実感できる社会を築くための気運を醸成します。



1. 男女平等意識の啓発 と地域の慣習・慣行の見直し

男女平等の意識づくりを図るとともに、地域の慣習・慣行を見直し、地域での男女共同参画をめざします。

(施策)

- 広報・啓発活動の推進
- 指導者の養成
- 地域の慣習・慣行の見直し

2. 男女共同参画を推進する 保育・教育の充実

男女共同参画を進めるため、教職員の研修を図り、性別にとらわれない保育・教育をめざします。

(施策)

- 子どものときから性別にとらわれない保育・教育の推進
- 男女平等意識を育む学校等の運営

3. 多様な選択を可能にする 生涯学習の充実

家庭において、しつけや生活習慣を通して、固定的な性別役割分担意識が再生産されないよう、生涯学習の充実を図ります。

(施策)

- 家庭教育の推進
- 学習プログラムの開発

2. 働く場における男女共同参画の推進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、職場の慣習・慣行を見直すとともに、仕事と家庭の両立支援を図り、働きながら育児・介護しやすい職場環境づくりを推進します。

また、母性健康管理対策、多様な就業形態対策を充実します。



4. 雇用における男女平等の確保

雇用主に対して「男女雇用機会均等法」等の周知に努めるとともに、職場の慣習・慣行の点検・見直しを図ります。

(施策)

- 男女雇用機会均等法の周知と法の履行確保
- 職場の慣習・慣行の見直し

5. 働きながら育児・介護しやすい職場環境づくり

男女が働きながら育児・介護ができるよう、女性が再就職しやすく、また、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進します。

(施策)

- 就業環境の改善意識の啓発
- 職業能力開発の促進
- 再就職に向けた支援

6. 多様な就業形態対策の推進

関係機関と連携し、パートタイム労働等に従事する女性労働者の処遇・労働条件の改善を図るとともに、水産業等の家業において男女の協力経営を促進します。

(施策)

- パートタイム女性労働者等の労働条件の改善
- 商工自営業や農水産業などの家業に従事する男女のパートナーシップ経営の確立

7. 働く女性の母性健康管理対策の推進

女性が働きながら安心して子どもを産むことができるよう、労働基準法等の母性保護規定等を周知し、関係機関と連携し、健康診査の受診奨励等を促進します。

(施策)

- 労働基準法等の母性保護規定の遵守
- パートタイム女性労働者等の健康管理対策の推進

3. 暮らしの場における男女共同参画の推進

地域を基盤として福祉サービスを提供する仕組みをつくとともに、男女がともに育児・介護等を担いながら働き続けられる地域づくりを進めます。

また、男性の意識改革を図りながら、家庭生活、地域社会への男女共同参画を促進します。



8. 男女がともにいきいきと安心して暮らせる地域づくり

高齢者、障がい者等が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、就労の場や生きがいの充実を図るとともに、生活支援サービスの充実に努めます。

(施策)

- 生涯現役支援
- 高齢者、障がい者の介護支援
- ひとり親家庭に対する支援
- 誰もが住みやすいまちづくりの推進

9. 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

働く男女がともに職業生活と家庭・地域とのバランスのとれたゆとりある生活ができるよう、子育て支援サービスや介護サービスの充実に努めます。

(施策)

- 子育て支援
- 介護支援
- 労働時間の短縮など就業条件の整備
- 育児・介護を行う労働者の雇用継続環境の整備

10. 男女の家庭生活、地域社会への参画促進

男女がともに協力して豊かな家庭・地域生活を営めるよう、男性の意識改革を図って、家庭・地域社会への男女共同参画を促進します。

(施策)

- 男性の家庭生活への参画促進
- 男女の地域社会への参画促進

4. 女性が安心して健やかに暮らせる社会づくり

女性に対する暴力のない社会づくりを推進するとともに、女性の生涯を通じた健康の保持・増進に取り組みます。



11. 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、女性に対する暴力を許さない環境づくりをめざします。

(施策)

- 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
- 女性に対する暴力への対応
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 男女共同参画推進活動拠点の検討

12. 生涯を通じた女性の健康づくり

少子高齢化、人口減少社会の到来に伴い、女性の妊娠・出産は極めて重要であるため、女性の年代に応じた健康づくりに努めます。

(施策)

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
- 女性の生涯を通じた健康づくり
- 女性の健康を脅かす問題についての対策

5. 男女共同参画による住民自治の推進

家庭生活と職場・地域生活を両立させて結婚や出産を妨げている要因を取り除き、子育てや介護にゆとりをもたらし男女共同参画社会の実現を図るとともに、男女とも能力を発揮しやすい環境を整備して、住民の連帯によって地域の活性化を促進します。



13. 持続可能な地域づくりの推進

持続可能な地域づくりをめざして、若者の結婚を奨励し、女性が能力を発揮しやすい環境づくりに努めるとともに、地球環境問題への取り組みを図ります。

(施策)

- 若者の結婚奨励
- 女性が能力を発揮しやすい環境づくり
- 地球環境問題への取り組み

14. 男女の地域社会活動への参加促進

住民が相互に助け合い、連帯感のある地域づくりを促進するため、男女がともに地域活動やボランティア活動へ参加できるように支援します。

(施策)

- ボランティア活動への支援
- 地域活動への支援

15. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性が政策・方針決定過程の場に参画できるよう、女性人材の発掘・育成を図るとともに、女性の登用の促進に努めます。

(施策)

- 審議会等の女性委員の登用拡大
- 行政職員の役職への登用推進
- 民間における女性の参画促進

16. 国際交流の推進

国際的にも有名な美術館等が運営されている特性を生かし、直島を訪れる外国人と町民の交流を促進するとともに、外国人が散策できるまちづくりに努めます。

(施策)

- 地域国際化の推進
- 外国人が訪れやすいまちづくり

用語の解説



■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

生涯、健康で自分の心身のことをよく知り、管理する＜性と生殖に関する健康と権利＞のことです。特に女性自身がいつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ権利、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが課題になっています。

■ ドメスティック・バイオレンス

夫や交際相手などからの暴力のことです。たんに殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的・経済的暴力も含まれます。

2001年(平成13年)10月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称：DV防止法)」が施行されました。

2015年(平成26年)から、DV防止法が改正され、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法の適用対象となりました。

発行

直島町教育委員会事務局

発行年月日：平成29年3月

連絡先：〒761-3110

香川県香川郡直島町1122番地1

TEL (087) 892-2882